

令和5年度 第3回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和5年12月11日（月）午後1時00分～午後2時2分
- (2) 場 所：熊毛支庁第2会議室(西之表市)
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) まあじ及びまいわし対馬暖流系群，かたくちいわし対馬暖流系群，うるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (3) さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）
 - 原案のとおりとすることに決定。
- (4) まあじ，まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
 - 報告事項について了承した。
- (5) TAC管理における現状について（報告）
 - 報告事項について了承した。

令和5年度 第3回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和5年12月11日（月）午後1時00分～

1 委員

| 氏名 | 区分 | 出欠 |
|--------|-----------|----|
| 伊東 恭三郎 | 漁業者・漁業従事者 | 出席 |
| 奥村 洋海 | 漁業者・漁業従事者 | 出席 |
| 川東 守昭 | 漁業者・漁業従事者 | 出席 |
| 甲山 博明 | 漁業者・漁業従事者 | 出席 |
| 濱崎 一成 | 漁業者・漁業従事者 | 出席 |
| 森田 忠寛 | 漁業者・漁業従事者 | 出席 |
| 久賀 みず保 | 学識経験者 | 出席 |
| 久米 元 | 学識経験者 | 出席 |
| 稲盛 重弘 | 中立 | 出席 |
| 八板 俊輔 | 中立 | 出席 |

出席 10

欠席 0

2 事務局

| 職名 | 氏名 |
|--------------|--------|
| 事務局長（林務水産課長） | 久保 蘭 隆 |
| 次長（水産係長） | 柳 宗悦 |
| 書記（水産係 技術主査） | 櫻井 正輝 |

令和5年12月11日午後1時00分開会

【開会】

○久保菌事務局長

それでは、定刻になりましたので、令和5年度第3回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、鹿児島市在住委員はWeb会議システムによる出席となります。よろしくお願いいたします。

それでは、会を進めさせていただきますが、本日は、委員全員の出席をいただいておりますので、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

また、本日は、県水産振興課の 漁業調整係 森永技術主幹兼係長、漁業監理係 保科技術主査 にご出席をいただいております。

後ほど、関係議題についての説明をしていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会を開会いたします。本日の議題は、会次第に示しております

「鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）」、

「まあじ及びまいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」、

「さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）」、

「まあじ、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について（報告）」、

「TAC管理における現状について（報告）」

の合計5件としております。

それでは開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

○甲山会長

皆様こんにちは。今年も残りわずかとなり、コロナが少し落ち着いたところではありますが、インフルエンザが猛威をふるっております。皆様、十分にお身体に気をつけてください。

皆様、ご存じのとおり、屋久島沖にオスプレイが墜落し、我々漁業者は操業に大きな影響を受けているところです。事故周辺海域では、まだ搜索活動等が行われているところがありますので、特に屋久島の漁業者の皆様は安全操業を行っていただきますようお願いいたします。それでは、本日の漁業調整委員会もどうぞよろしくお願いいたします。

○久保菌事務局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせて頂きますが、規程により、座長は会長が務めることとなっておりますので、甲山会長よろしく申し上げます。

○甲山会長

規程に基づきまして、座長を務めさせていただきますので、議事の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

なお、発言は挙手の上、了承を得てから行うようにお願いします。

議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

それでは、今回は濱崎委員と久米委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。

○濱崎委員，久米委員

はい。

○甲山会長

それでは、議事に入ります。

議題1「鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）」という諮問事項を議題とします。

水産振興課から説明をお願いします。

○保科技術主査

水産振興課の保科です。よろしく申し上げます。

資料1をご用意ください。1頁をご覧ください。

諮問文をつけておりますので、読み上げます。

水振第672号，令和5年12月7日，水産振興課扱い，熊毛海区漁業調整委員会会長様，鹿児島県知事，鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問），このことについて，鹿児島県資源管理方針を変更したいので，漁業法第14条第4項及び同条第10項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

2頁をご覧ください。まず，変更の内容について説明いたします。

1 変更理由について，平成30年12月の漁業法改正に伴い，県資源管理指針に基づく資源管理計画を，令和5年度末までに県資源管理方針に基づく資源管理協定に変更する必要が生じました。

資源管理協定に記載する魚種は県資源管理方針に記載されていなければなりません、現在の資源管理方針には特定水産資源及び同資源以外の一部のみが記載されていることから、今回、協定対象となり得る魚種を追加するものです。

次に2変更内容についてご覧ください。こちらの表に変更内容をまとめております。

国が定める資源管理基本方針の別紙2に記載されている魚種については、県の定める資源管理方針では別紙1に該当します。こちらは特定水産資源いわゆるTAC魚種になりますが、今回新たに、かたくちいわし、うるめいわしが追加されております。

続いて下の段をご覧ください。こちら国の基本方針では、別紙3、県では別紙2になりますが、こちらの魚種については、TAC魚種以外でかつ国際資源であり、日本の漁業で主対象となっており、管理が必要な魚種になります。

現行では、かつお、きはだ、めばち、びんなの4魚種定めているところではありますが、今回、めかじきを追加し、5魚種としております。

続いて、別紙の3ですが、こちらについては、県独自のものになります。上記のいずれにも該当しないものということで、現行では、まだい、ひらめ等の12魚種が定められていますが、ここに新たに、すじあら等の26魚種を追加しました。ただ、これまで定められていました、かたくちいわし、うるめいわしについては、別紙1に追加することになりましたので、10魚種+26魚種ということで合計36魚種となります。県の別紙1、2、3の合計で49魚種が記載されることとなります。

3頁をご覧ください。別紙1に記載される、かたくちいわし、うるめいわしを例に説明いたします。第1～第5がございます。第1については、特定水産資源ということで、資源名、資源が生息する海域等を記載しております。第2は数量管理をする手法ということで、管理を行う水域、漁業名、機関等を記載しております。第3は漁獲可能量の配分について、記載しますが、今回のかたくちいわし、うるめいわしについては、今回、初めて管理することから、全量を知事管理区分への配分ということで記載しております。第4は漁獲可能量以外でどのように管理するのかということに記載しますが、基本的には皆様が定めます資源管理協定が記載されます。第5につきましては、ステップアップ管理を実施するというを記載しております。

続きまして、別紙2について、今回、新たにめかじきが記載されたものですが、第1～3については、(1)の第1、第4、第5と重複しますので、説明は割愛いたします。

続いて別紙3について、こちらについては、国の資源評価があるものの、目標が定められていない魚種ということになります。その中でも3つに分けられ、①がMSYベースでの目標案の検討が進められている種、県では、まだい等6魚種になりますが、こちらについては、国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させると記載しております。

②はMSYベースでの目標案の検討がなされている種、県ではうまづらはぎ等5魚種が該当

しますが、こちらは国が行う資源評価において判断される資源水準を、2029年までに中位以上まで回復することを目指すとしております。

資料の5頁をご覧ください。こちらに表が4つございますが、色塗りをを行っている魚種が今回追加したものになります。別紙1でいいますと、かたくちいわし、うるめいわしが令和6年1月から追加されています。別紙2では、めかじきが追加されまして、別紙3魚種（国資源評価あり）では、うるめいわし、かたくちいわしが別紙1に変更された関係でうまづらはぎ以降の番号が繰り上がってしまっていて、すじあら、まかじきが追加されています。

別紙3魚種（国資源評価なし）につきましては、国の資源評価がありませんので、県の漁獲量を基に10年後もしくは5年後に今の漁獲量を維持するということが記載されています。

計画については、資料の10頁以降に記載しており、43頁以降に新旧対照表を載せておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

今後のスケジュールについて説明いたしますので、4頁をご覧ください。12月上旬～中旬にかけてまして、各海区漁業調整委員会へ諮問いたします。本日が熊毛海区、18日が鹿児島海区、19日が奄美大島海区にて諮問する予定です。12月下旬には、各海区より諮問をいただきましたら、農林水産大臣へ変更承認申請の提出をしまして、それが認められましたら、1月上旬、県公報及びホームページにて公表し、変更に係る手続きが終了いたします。

また、これらの手続きと並行して、資源管理協定への移行に係る認定作業を開始する予定となっております。以上で説明を終了いたします。

○甲山会長

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○久賀委員

はい。

○甲山会長

久賀委員どうぞ。

○久賀委員

資料2頁の2変更内容に記載している別紙3について、12魚種+26魚種なので、38魚種ではないでしょうか。

○保科技術主査

現行に記載しています，まだい，ひらめ等の中には今回別紙 1 に変更する，かたくちいわし，うるめいわしも含まれております。そのため，12魚種から2魚種引きました10魚種＋すじあら等の26魚種ということで36魚種となります。

○甲山会長

久賀委員よろしいでしょうか。

○久賀委員

はい。分かりました。

○甲山会長

他に，ご意見，ご質問等はございませんか。

○甲山会長

議題 1 「鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）」は，原案のとおり定めることを適当として，答申してよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

では，そのように答申することに決定いたします。

○甲山会長

議題 2 は，「まあじ及びまいわし対馬暖流系群，かたくちいわし対馬暖流系群，うるめいわし対馬暖流系群に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」です。

これは，諮問事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○保科技術主査

資料 2 の 1 頁をご覧ください。諮問事項になりますので，諮問文を読み上げます。

水振第665号，令和 5 年12月 7 日，水産振興課扱い，熊毛海区漁業調整委員会会長様，鹿児島県知事，まあじ及びまいわし対馬暖流系群，かたくちいわし対馬暖流系群，うるめいわし対馬暖流系群に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問），このことについて，別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので，漁業法第16条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。2 頁をご覧ください。

まず，概要についてですが，令和 5 年11月 9 日付 5 水管第2081号にて農林水産大臣から

令和6管理年度（R6年1月～12月末）における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知があったため、知事管理区分に配分するというものです。

2 知事管理漁獲可能量の設定をご覧ください。まず、（1）まあじになります。①本県に配分された都道府県別漁獲可能量は3,300トンとなっております。

②配分方法については、資源管理方針に基づいて配分することとしており、本県に配分された漁獲可能量のうちおおむね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠としております。

（参考）に近年の漁獲実績を記載しておりますが、まき網漁業が71.8%、その他の漁業が28.2%となっております。こちらを与えられた3,300トンにかけまして、1割を留保枠としましたところ、③の知事管理漁獲可能量にありますとおり、まき網が2,200トン、その他が現行水準、目安数量としましては800トン、県の留保枠が300トンとなっております。

続きまして3頁をご覧ください。

（2）まいわしになります。①本県に配分された漁獲可能量は、数量ではなく、現行水準となっております。②配分方法については、数量による管理ではないので、全量を当該知事管理区分に配分することとしております。③数量設定については、定められていませんが、目安数量としましては、2,443トンが与えられております。

（3）、（4）はかたくちいわし、うるめいわしの対馬暖流系群となっておりますが、令和6年1月より特定水産資源として管理されることとなります。

こちらについては、ステップアップ方式で管理することとしており、今回1年目になりますので、水揚報告の体制を整える段階となっております。そのため、全都道府県で〇〇トンの内数という数量が与えられまして、日本全体で管理することとなっております。本県におきましても、かたくちいわしでは、77,000トンの内数、うるめいわしは、44,000トンの内数となっております。

今後の予定ですが、関係海区漁業調整委員会への諮問及び答申、並びに農林水産大臣の承認を経て県ホームページ及び公報により公表し、令和6年1月より管理が始まる予定としております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○甲山会長

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○久賀委員

はい。

○甲山会長

久賀委員どうぞ。

○久賀委員

今回、新たに追加されるかたくちいわし、うるめいわしについて、77,000トン、44,000トンという数字の根拠を教えてください。

○保科技術主査

こちらについては、水産研究機構がそれぞれの系群について資源評価を行っている数字を基に算出されており、本県で算出したものではなく、対馬暖流系群を利用する県は全てこの数字となっております。

○甲山会長

久賀委員よろしいでしょうか。

○久賀委員

はい。分かりました。ありがとうございます。

○甲山会長

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○甲山会長

議題2「まあじ及びまいわし対馬暖流系群，かたくちいわし対馬暖流系群，うるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、原案のとおり定めることを適当として、答申してよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

では、そのように答申することに決定します。

○甲山会長

議題3は、「さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）」です。これは、協議事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

水産振興課の森永です。今回の取扱方針の一部改正については、今年6月に協議し、継続協議となっていたものです。前回の委員会では、取扱方針の一部改正に関する経緯などご指摘があったところです。本来は6月の調整委員会の前に事前に丁寧に説明を行うべきでした。非常に申し訳ございませんでした。

今回は事前に会長にお時間をいただきまして、変更の経緯や内容について説明をさせていただいたところです。それでは、資料に基づき、説明させていただきます。

1頁めくっていただき、主な改正内容についてご覧ください。前回、詳細な説明をさせていただいたところですが、主な改正内容について説明させていただきます。

大きな変更点として、まず、許可対象者になります。現行では、操業実績1年又は経営

実績3年となっており、これにより、新規参入が出来ない状況でありました。

県内の漁業者から操業したいという意見もありまして、国の方にも相談し、操業実績、経営実績という項目を削除しました。ただ、これまで通り、地区漁業関係協議会等の同意は必要としております。また、現行では、許可条件に選択的採取を行うことを入れておりましたが、今回の改正案では、許可対象者に選択的採取が可能である者としております。

また、国からの助言で、これ以上漁獲量が増えないことというのがありましたので、新たに資源管理への取組が行える者を追加しています。

操業区域、許可期間については変更ありません。資源管理措置については、現行ではなかったものになりますが、現行で許可条件となっていました無人潜水艇等による選択的採取、今回新たに追加します採捕数量の上限設定、こちらにつきましては、生さんが県全体で260kg以内/年、1者では、210kg以内/年としております。これは水産庁と協議した結果になります。

水産庁の技術的助言というのが発出されたのが、平成27年でありまして、それ以降の最大の漁獲量を超えないという指導がございまして、こちらの数量となりました。そのほか、操業位置の記録・保存、採取状況の映像等の記録を求めており、大きさについても制限をかけています。

さんごについては数十年かけて成長する生物であり、非常に成長が遅いという特徴がございまして、生きたサンゴについては、15cm未満の採捕を禁止としております。こちらについては、これまで自主的な取組として行われていたようです。続いて採取数量の報告ですが、こちらは毎月毎に行うこととしており、採取上限に迫った知事指定後については、操業日毎に報告することとしております。

そのほか、出口の管理ということで、年間販売実績の整理・保管、こちらについては必要に応じて報告してもらうこととしております。

続いて許可の条件についてですが、無人潜水艇による選択的採取、他漁業の操業を妨げない、操業中の標識旗を掲げる、こちらについては、現行と同様としており、そのほか、操業位置の記録・保存、採取状況の映像等の記録・保存、大きさの制限、採取上限が迫った時の生さんの採取停止としており、こちらは資源管理措置に入っているものを記載しております。

今回の改正案により、平成27年の水産庁の技術的助言にありました漁獲努力量が増えないという基準を満たしたうえで、条件は色々つきますが、新規参入が出来るようになります。

条件は、先ほど説明申し上げましたとおり、無人潜水艇による選択的採取を行うことかつ資源管理への取組が行える者、また、地区漁業関係協議会等の同意があれば、新規参入が可能となります。

次頁以降に、取扱方針の新旧対照表と取扱方針を記載しております。こちらは前回の漁業調整委員会でお示ししたものと全く一緒となっております。

説明は以上になります。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

○甲山会長

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○甲山会長

今回の改正案では、これまでと同様、許可対象者の項目に地区漁業関係協議会等の同意が必要とありますが、あくまで地区漁業関係協議会の同意がなければ、許可はされないという理解でよろしいでしょうか。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

はい。その通りです。さんご漁業の漁場については、瀬物の漁場等と被ってしまっているところもあり、漁場関係者の同意書を添付して、申請を提出する内容となっています。

○甲山会長

同意がないと許可をしないということですね。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

はい。その通りです。

○甲山会長

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○稲盛委員

安全操業の確保、資源の適正な利用を行うためにも、操業を行う船へのAISの設置について指導をしてはどうでしょうか。

○甲山会長

私も同意見であります。安全操業の確保、資源の適正な利用のためにもAISの設置について検討しても良いのではないかと思います。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

ご意見ありがとうございます。今すぐの対応は難しいですが、いただきました意見について、持ち帰り、今後の改正について検討させていただきたいと思います。

○甲山会長

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○甲山会長

議題3の「さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）」は、原案のとおりとし、この件は終了いたします。

○甲山会長

議題4は、「まあじ、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管

理年度における知事管理漁獲可能量の運用について（報告）」です。

これは、報告事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○保科技術主査

資料4にて説明させていただきます。1頁をご覧ください。まず、変更理由ですが、まあじ、まさば対馬暖流系及びごまさば東シナ海系群を利用する各県、関係団体等の合意に基づき国の留保枠から追加配分があったことから、知事管理漁獲可能量を変更したことについて報告させていただくものです。

(1) まあじになります。こちらは3,500トンから400トンの追加配分がございまして、3,900トンになりました。配分方法については、県の資源管理方針に基づきまして、前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とすることとしており、まき網まあじ漁業が2,100トン、その他のまあじ漁業が現行水準ではありますが、目安数量1,400トン、県の留保枠が400トンとなりました。2頁をご覧ください。

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群になります。1,200トンの追加配分がありまして、11,800トンが13,000トンとなっております。配分方法については、まあじと同様であり、漁獲実績の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分しています。

まき網まさば及びごまさば漁業が10,700トン、その他漁業が現行水準ではありますが、目安数量1,000トン、県の留保枠が1,300トンとなりました。

ただいま報告しました事項につきましては、12月1日に県の公報により、既に告示しましたので、併せて報告いたします。説明は以上になります。

○甲山会長

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

それでは、ご意見もないようですので、この件は終了いたします。

○甲山会長

議題5は、「TAC管理における現状について（報告）」です。

これは、報告事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○保科技術主査

それでは資料5になります。1枚めくってください。本県における資源管理の現状について説明いたします。報告の趣旨としましては、TAC魚種に指定されている魚種について漁獲状況等を報告するものとなります。

まず、まあじになりますが、管理期間が1～12月となっておりますので、与えられている

漁獲可能量は3,500トン、漁獲量が9月末において、1,202トン、残りが2,298トン、消化率が34.3%となっております。漁獲量は昨年度と比較すると半分程度となっております。

続いて、まさば及びごまさばですが、こちらが管理が7～6月となっております。漁獲可能量は11,800トン、漁獲量が9月末において、535トン、残りが11,264トン、消化率が4.5%となっております。漁獲量としましては、昨年度の4分の1程度となっております。

続いて、まいわしです。管理期間が1～12月となっております。本県においては、漁獲可能量ではなく、目安数量971トンが与えられておりますが、昨年3月に非常に漁獲が積み上がりまして、9月末において、4,262トン、消化率が400%を超えております。県としましてもこのような状況を鑑みて、漁獲抑制の指導文書等を発出したところですが、東シナ海側で漁場が形成されまして、避けても混獲で漁獲されてしまう状況でありました。

来年度の目安数量は今年の約3倍の2,400トンとなっている状況ではありますが、今年度のように超過してしまうと他の都道府県に迷惑をかけてしまうこととなりますので、管理の仕方について検討しなければならないと考えております。

続いて、するめいかです。管理期間が4～3月となっております。本県においては、漁獲可能量ではなく、目安数量50トンが与えられており、9月末の漁獲量は4.3トンとなっております。

続いて、くろまぐろになります。こちらは管理期間が4～3月となっております。30kg以上の大型魚、30kg未満の小型魚で管理をしていますが、大型魚につきましては、定置網、その他漁業ともに採捕停止命令が発出されておまして、6月以降は採捕が出来ない状況が続いております。小型魚につきましては、定置網はまだ余裕がありますが、その他漁業につきましては、72.3%の消化となっております。

今後1月以降は本県でくろまぐろが漁獲されやすい時期となってきますので、他の都道府県から漁獲可能量を融通いただけないか交渉をしている状況であります。

続いて中段になりますが、令和4管理年度のさば類について、6月の漁業調整委員会で説明させていただきました通り、島根県へ1,300トン、山口県へ500トン融通いたしました。その結果、両県とも操業を停止することなく、操業を行うことができ、漁獲量が超過することもなく、両県からも感謝の言葉をいただいたところです。

今後、両県への漁獲可能量の交渉について、良い関係性が構築できたのではないかと考えています。

島根県、山口県へ融通した結果、本県は漁獲可能量7,200トンに対し、6,476トンの漁獲があり、消化率89.9%で終了しました。

最後に、今後の動きになりますが、令和6年1月から、かたくちいわし及びうるめいわしの漁獲量報告が開始される見込みとなっております。関係漁協及び漁業団体へは随時説明会を実施する予定です。

○甲山会長

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○甲山会長

TAC管理を新たにする魚種として、ぶりも検討されており、ぶりをTAC管理する場合はモジャコについても管理しなくてはならなくなるのではないかという話を聞いております。

モジャコ漁というのはその年により好漁、不漁と波がありますが、鹿児島県の漁業者にとっては非常に重要な漁業となっております。TAC管理により、モジャコの漁獲量が規制されるとなると死活問題になりかねません。ぶりのTAC管理については、県として、強く申し入れを行っていただきたいと考えております。

○甲山会長

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○久賀委員

はい。

○甲山会長

久賀委員どうぞ。

○久賀委員

くろまぐろの留保枠について、消化率が0%となっていますが、留保枠はまだ使用していないという理解でよろしかったでしょうか。

○保科技術主査

その通りでございます。大型魚は1.1トン、小型魚は2.4トンの留保枠をまだ県が残している状況となっています。いずれの漁業についても採捕停止となっていますが、漁獲枠を超過した際に留保枠を解放することで、漁獲量を漁獲枠の範囲内で抑えたいと考えていますので、留保枠はまだ解放していないという状況です。

○甲山会長

久賀委員よろしいでしょうか。

○久賀委員

はい。留保枠についても柔軟に運用できるようにしていただきたいと思います。

○甲山委員

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○伊東委員

はい。

○甲山委員

伊東委員どうぞ。

○伊東委員

小型魚の留保枠2.4トンについては現在利用できないという理解でよろしいでしょうか。

○保科技術主査

はい。その通りでございます。

○甲山会長

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○八板委員

まいわしが大漁となった要因について分析等はしているのでしょうか。

○保科技術主査

昨年度のまいわしの漁獲量は180トンしかなく、近年は非常に低調となっております。ここ数年、低調であった結果、まいわしの漁獲可能量は971トンとなっております。ただ、今年は東シナ海側、長崎県から甌島にかけてかなり広い範囲でまいわしが見られ、北薩では、かたくちいわし、うるめいわしを棒受網で狙ってもまいわしが漁獲され、どこに行ってもまいわししかいないような状況でありました。

来年も国の予測では、今年と同じような状況ではないかという見立てであり、県としましても、まいわしを利用するまき網、棒受網の漁業者と協議を踏まえながら、どのように管理をするか検討していきたいと考えております。

○甲山会長

八板委員よろしいでしょうか。

○八板委員

はい。分かりました。

○甲山会長

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○甲山会長

それでは、ご意見もないようですので、この件は終了いたします。

○甲山会長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かありますか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

全体を通して、御意見・御質問はありませんか？

○委員一同

なし。

○甲山会長

その他として事務局から何かありますか？

○久保菌事務局長

特にございません。

○甲山会長

それでは、他に無いようですので、議事を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第3回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

令和5年12月11日午後2時2分閉会